平成２３年（フ）第１８３７号
福岡市早良区賀茂２丁目35番８号　コーポセリ202、破産手続開始決定時住所福岡市城南区東油山２丁目７番28号
破産者　牟田　敏浩
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１７３号
福岡市博多区東光２丁目17番17―407号
破産者　田中　裕之
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３９１号
福岡市早良区四箇田団地１番1002号、前住所福岡市早良区重留１丁目17番26号
破産者　和田　隆吾
1　決定年月日　平成24年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６６７号
札幌市東区北20条東８丁目３番13―204号
破産者　山崎　佳子
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０号
岩手県下閉伊郡山田町織笠第21地割133番地１
破産者　山本明子こと　朴　　明子
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第１０号
宮城県亘理郡亘理町字旧舘30番地１　コーポ旧舘１号、開始決定時の住所宮城県亘理郡亘理町逢隈田沢字川窪11番地36
破産者　阿部　善昌
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２４１号
仙台市若林区荒井字高屋敷61番地の２
破産者　岸　　洋子
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０４２号
宮城県塩竈市字庚塚128番地37
破産者　阿部　總敏
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６２号
仙台市若林区大和町２丁目25番14号　メゾンド大和107
破産者　相原　一仁
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１０号
仙台市宮城野区栄４丁目５番14―902号、住民票上の住所宮城県宮城郡利府町菅谷台２丁目８番地５
破産者　星　　博
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
栃木県足利市鹿島町327番地１
破産者　細川　　薫
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１４８号
栃木県足利市鹿島町327番地１
破産者　細川　圭子
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第２１９号
埼玉県吉川市道庭２丁目５番地９　プリムヴェール弐番館101号、破産手続開始時の住所埼玉県吉川市平沼１丁目27番地11
破産者　林建設こと　林　　光義
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４９９号
埼玉県越谷市蒲生東町６番38号
破産者　箕輪　忠雄
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６１１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸１丁目５番10号メゾンドール103
破産者　上野　隆一
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６５２号
新潟市中央区本町通10番町1806番地２　レジデンシャルコルベール402号、前住所新潟市東区大山１丁目10番14号
破産者　上船　広美（旧姓白倉）
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６６２号
新潟市北区木崎2831番地47
破産者　菊池　　稔
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１８号
愛知県一宮市開明字郷中77番地１　エクセルＨＡＭＡＤＡ206号、開始決定時の住所愛知県一宮市開明字名古羅56番地２　レインボーメゾネピア尾西112号
破産者　森　　正巳
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部